

給湯設備の転倒防止対策に関する告示の改正について

東日本大震災により、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多く発生しました。転倒した多くは貯湯タンクを有する製品であり、主な転倒原因はアンカーボルト等により固定されていなかった、不十分なアンカーボルトを使用していた、などでした。

これらを防止するための措置として、建築設備の構造耐力上安全な構造方法に関する告示の一部改正が行われ、平成25年4月1日から施行されます(平成24年12月12日公布)。

・改正の概要

建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1388号)が改正され、所定の給湯設備について、新たに基準が追加されました。

(1)対象となる給湯設備

満水時の質量が15kgを超える給湯設備を対象に基準が追加されました。

給湯設備

建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備(屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除く。)

(2)追加された基準

追加された基準は以下のとおりです。

- ・大規模地震に対して、給湯設備が転倒、移動しないように対策を講じる。
- ・給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合においても著しい破壊が生じない丈夫な壁又は囲いを設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合を除き、次の 又は のいずれかとする。

仕様ルート:給湯設備の質量及び設置階等の区分に応じ、アンカーボルトの種類及び本数等を定めた仕様に適合させる。

計算ルート:給湯設備又は支持構造部の建築物の部分等への取付け部分が、荷重及び外力によって当該部分に生ずる力に対して安全上支障のないことを構造計算により確認する。

| | | |
|-----------------|-----------------|-----|
| 構造計算に用いる設計用標準震度 | ・地階及び1階並びに敷地の部分 | 0.4 |
| | ・中間階 | 0.6 |
| | ・上層階及び屋上 | 1.0 |

上記以外の配管設備の地震に対する安全上支障のない構造については従来の取扱いのとおりである(「建築設備耐震設計・施工指針」による)。

・施行日

平成 25 年 4 月 1 日

詳細については国交省 HP 等にて各自ご確認をお願いいたします。

以上